

宗教法人法「改正」に関する要望書

オウム真理教関連の事件をきっかけに、政府は10月17日、閣議決定により宗教法人法の「改正案要綱」を発表しました。これは文部大臣の諮問機関である宗教法人審議会（三角哲生会長）の報告を受けたもので、①広域の法人は所轄庁を都道府県から文部大臣に移管する②所轄庁への財産関係書類などの定期的報告の義務づけ③信者らへの財務関係書類等の閲覧請求権を認める④所轄庁に質問権を与える⑤宗教法人審議会の定員を増加する、の5本柱であると報道されています。宗教法人審議会報告もまだ十分議論が尽くされていないという委員たちの声を振り切った杜撰なものです。また、「宗教」の内容が良く吟味されることもなく、マスコミや政治権力が安易に「宗教」に介入できるという風潮が作られ、宗教法人法「改正」が政府与党と新進党との政争の具に用いられ、また、自民党加藤紘一幹事長は「宗教と民主主義は両立しない」と言い出す始末です。

一連の議論には、1951年に宗教法人法が施行された歴史的背景への洞察が抜け落ちています。宗教法人法は、アジア太平洋戦争の敗戦という苦い経験から生まれたものです。政治権力が国家神道と手を結び、侵略戦争を鼓舞する天皇制国家のイデオロギーを作り出す過程において「宗教団体法」によって宗教界をコントロールし、信教の自由、政府批判の自由を奪ったことへの深い反省から、政府の宗教への不介入の原則が確立されたのでした。「宗教」の側が謙虚に「社会」との調和をはかるために努力せよとのもっともらしいマスコミ論議も「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」という大日本帝国憲法第28条下においてこそ宗教弾圧が生じた事実を真摯に考慮しているとは言えません。

そこで、日本バプテスト連盟理事会は以下の理由により、宗教法人法「改正」に反対を表明するとともに、宗教法人法を「改正」しないよう要望します。

- 1、「宗教法人を文部大臣の所轄とする」ことは国家の宗教への介入に口実を与えます。
- 2、また、所轄庁への財産関係書類などの定期的報告の義務づけは、国家が宗教の内実をチェックしようとする姿勢であり、基本権である思想・良心の自由（憲法第19条）、「信教の自由」（同第20条）、集会、結社及び言論、出版の自由（同第21条）の精神に逆行します。まして、所轄庁による質問権はこれを認めることは出来ません。宗教法人の活動内容の公正や財務管理については、法人自身の責任によりチェックされるべきです。
- 3、信者らへの財務関係書類等の閲覧請求権を認めることはもっともらしく聞こえますが、宗教法人が自主的になすべきことであって、国が口を出す事柄ではありません。また、「信者ら」をどう解釈するかによって、部外者が宗教法人に介入できる危険を孕んでいます。

オウム真理教関連の事件の問題は刑法等の既存の法体系の適応で十分であるにもかかわらず、宗教法人法「改正」を持ち出すことはマスコミを含めた政府の思想・信条統制志向を物語るものです。また、オウム真理教への「破防法」適用が議論されていますが、既存の法体系といっても、「治安維持法」の復活に繋がり、日本国憲法に違反しているといわれる「破防法」適応を回避されるよう要望します。

1995年10月20日

日本バプテスト連盟理事会

内閣総理大臣 村山富市殿